GMOMEDIA

第22期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2022年3月18日(金曜日)

午後4時00分(受付開始:午後3時30分)

開催場所

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 グループ第2本社・渋谷フクラス 16階[GMO Yours・フクラス]

本総会にて、お土産の配布は予定しておりません。

GMOメディア株式会社

証券コード:6180

株主の皆様へ

株主の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうご ざいます。

2021年12月期も、中長期を見据えた収益基盤 強化のために、プログラミング教育、美容医療領域への戦略的投資を継続してまいりました。また、2021年12月期は、広告需要に支えられて広告単価が好調であり、各事業において広告収益が順調に推移したこと、さらにゲーム事業においてはユーザー数が伸びて課金収益も好調に推移した影響もあり、結果として当初の予定よりも1年前倒しで黒字化し、復配を実現できました。

2022年以降も、引き続き新規事業領域への投資を継続しながら事業を成長させ、2024年度の過去最高営業利益達成を目指してまいります。

今回も、総会開催後に事業戦略の説明動画を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。 2022年12月期の抱負をはじめ、今後の成長戦略等に関して皆様にご理解いただきたいと思いますので、是非ご覧いただけると幸いです。

今後とも当社事業に対するご理解ご支援のほ ど、よろしくお願い申し上げます。



GMOメディア株式会社 代表取締役社長 森 輝幸

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年度はご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。 何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- 例年よりも縮小した規模での開催となります。
- 2 お土産及びキッズルームのご用意はございません。
- 3 株主様同十のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。
- 4 ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、事前行使を是非ご利用ください。
- 5 当日は、株主様に限り、インターネットによるライブ配信により、株主総会の議事進行及び質問のご提出、議決権行使を行っていただけます。 (詳細は同封のリーフレットをご参照ください。)
- **6** 議場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。
- → 当日は、議場受付前に設置するサーモグラフィーにて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- **8** 株主総会に出席する取締役、監査役及び運営メンバーは、マスク着用等感染予防対策を 講じた上で対応させていただきます。また、本総会に出席する役員のうち、一部の者は ウェブ会議システムにより出席させていただきます。
- 9 株主総会に出席する役員及び運営メンバーは、PCR検査を受診しております。

事前のご質問の受付につきまして

株主の皆様からの、2021年12月期定時株主総会への事前のご質問を、以下ウェブサイトよりお受け付けいたします。 株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、2021年12月期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。 株主総会で取り上げることができなかったご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

受付期間:2022年3月4日(金曜日)~2022年3月15日(火曜日)午後5時00分

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席につきまして

当社指定の以下ウェブサイトを通じてシステムにログイン(ご出席)くださいますようお願い申し上げます。ご出席に際しての注意事項は次頁および同封のリーフレットをご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

開始日時: 2022年3月18日(金曜日)午後4時00分(ログイン開始時間 午後3時30分)

ウェブサイト: https://web.lumiagm.com/

ミーティングID: 760-490-727

※ログインIDとパスワードは、同封の議決権行使書に記載されております。



ハイブリッド出席型バーチャル株主総会へのご出席のご案内

1. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。バーチャル出席株主様は、株主総会の会場に来場しご出席いただく場合と同様、株主総会に「出席」したものとしてお取り扱いいたします。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出ならびに議案への採決(議決権行使)を行うことができます。なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性がございます。このような通信障害が発生した場合、通信障害の復旧を待たず会場出席株主様のみで株主総会を続行する場合がございます。

バーチャル出席は株主様ご本人に限らせていただきます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

同封のリーフレットをご参照ください。

3. バーチャル出席の方法(システムへのログイン方法)

同封のリーフレットをご参照ください。

4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送またはインターネットにより議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。

5. ご質問の方法、取扱い

議長が指定する方法によりご質問をご提出いただけます。ただし、ご質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から一人1問まで(合計で最大250 文字まで)といたします。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。

6. 動議の取扱い

動議につきましては、株主総会の手続に関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。また、当日、会場出席株主様から動議が提出された場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、棄権または欠席として取り扱うことになりますのであらかじめご了承ください。

7. 議決権を行使いただく手順について

同封のリーフレットをご参照ください。

8. その他留意事項

システム障害等の事情変更への対応その他のお知らせにつきましては、適時当社ウェブサイト(https://www.gmo.media/archives/category/news/)に掲載いたしますので、こちらの内容も併せてご覧ください。なお、インターネット等への接続にかかる通信料等は株主様ご自身でご負担ください。また、株主総会の撮影・録音・録画ならびにSNS 等への公開等は禁止いたします。通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性がございます。このような通信障害が発生した場合、当社としましては、このような通信障害によってバーチャル出席株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますのでご了承ください。

同じ質問を何度も繰り返し提出する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続ける等、株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合には、バーチャル出席株主様の通信を強制的に遮断する場合があることにつき予めご了承ください。

株主各位

東京都渋谷区桜丘町26番1号

GMOメディア株式会社

代表取締役社長 森 輝 幸

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類を ご検討の上、2022年3月17日(木曜日)午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い 申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年3月18日(金曜日)午後4時00分(受付開始 午後3時30分)
- **2. 場 所** 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号

グループ第2本社・渋谷フクラス16階「GMO Yours・フクラスト

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第22期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第22期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案. ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- 1 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.gmo.media/) に掲載させていただきます。
- 2 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.gmo.media/) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表

GMOMFDIA

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条(目的)に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図 り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するた め、完全電子化による株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、現 行定款第14条(招集)について変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(合和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行 うものであります。
 - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定 めるものであります。
 - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する ための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、 これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(ト線部分は変更箇所)
現行定款	変 更 案
第1条~第2条(条文省略)	第1条~第2条 (現行通り)
第3条(目的)	第3条(目的)
当社は次の事業を営むことを目的とする。	当社は次の事業を営むことを目的とする。
(1)~(17) (条文省略)	(1)~(17) (現行通り)
(新設)	(18)生命保険および損害保険の代理店業
(1 <u>8</u>)前各号に付帯関連する一切の業務	(1 <u>9</u>)前各号に付帯関連する一切の業務
第4条~第13条(条文省略)	第4条~第13条(現行通り)

第14条(招集)

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内 に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集す る。

(新設)

第15条(条文省略)

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記 載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。

(新設)

第17条~第50条(条文省略)

(新設)

第14条(招集)

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内 に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集す る。

2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第15条 (現行通り)

第16条 (株主総会資料の電子提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325 条の2に定める電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務 省令で定めるものの全部または一部について、基準 日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求 をした株主に対して交付する書面に記載することを 要しないこととする。

第17条~第50条(現行通り)

附則

- 1 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条 (株主総会資料の電子提供)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員して、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	地 位	担当	当事業年度における 取締役会への出席状況 (出席率)
1 再任 森	でるゆき 輝 幸	代表取締役社長	_	17回中すべてに出席 (100%)
2 再任 熊 省	い まさとし 谷 正 寿	取締役会長	_	17回中15回に出席 (88%)
3 再任 石	し せいごう 喬 正 剛	常務取締役	管理部門統括	17回中すべてに出席 (100%)
	ポー まさひこ 存 将 彦	取締役	システム部門統括	17回中すべてに出席 (100%)
	ø ゃすひる 目 康 弘	取締役	広告・メディア部門統括	17回中すべてに出席 (100%)
	だ まさし 田 昌 史	取締役	_	17回中すべてに出席 (100%)
7 再任 高 ;	し りょうすけ 喬 良 輔	取締役	_	17回中すべてに出席 (100%)
	ぉ はるぁき 尾 治 亮 社外取締行	段 取締役	_	17回中16回に出席 (94%)
	う まこと 膝 真	_	_	_



である である である である である **輝 幸** (1971年1月3日生)

再 任

所有する当社の株式数 60,519株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 9 月 アイウェブテクノロジー株式会社 (現GMOメディア株式会社) 取締役

2002年 2月 アイウェブテクノロジー株式会社(現GMOメディア株式会社) 代表取締役社長(現任)

2009年 4 月 株式会社イノベックス (現GMO TECH株式会社) 社外取締役

2016年 3 月 GMOインターネット株式会社取締役 2020年 3 月 GMOくまポン株式会社取締役(現任)

■ 選任理由

2002年から当社の代表取締役を長年にわたり務めており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。





くまがい まさとし熊 谷 正 寿(1963年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数 **-株**

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

役会長 (現任)

- 1991年 5 月 株式会社ボイスメディア(現GMOインターネット株式会社) 代表取締役
- 1999年 9 月 株式会社まぐクリック (現GMOアドパートナーズ株式会社) 代表取締役
- 2000年 4 月 株式会社まぐクリック (現GMOアドパートナーズ株式会社) 取締役
- 2001年8月 株式会社アイル (現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社) 代表取締役会長 2002年4月 GMO総合研究所株式会社 (現GMOリサーチ株式会社) 取締
- 2003年 3 月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネット株式会社)代表取締役会長兼社長

株式会社アイル(現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)取締役会長(現任)

2004年3月株式会社paperboy&co. (現GMOペパボ株式会社) 取締役会長 (現任)GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社 (現GMOメディ

ア株式会社)取締役会長(現任)

- 2004年12月 株式会社カードコマースサービス(現GMOペイメントゲート ウェイ株式会社)取締役会長
- 2007年3月 株式会社まぐクリック (現GMOアドパートナーズ株式会社) 取締役会長
- 2008年 5 月 GMOインターネット株式会社代表取締役会長兼社長グループ 代表 (現任)
- 2009年 4 月 株式会社イノベックス (現GMO TECH株式会社) 取締役会 長 (現任)
- 2011年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
- 2012年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長(現任)
- 2015年 3 月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役
- 2016年 3 月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役会長(現任)

■ 選任理由

GMOインターネットグループ経営における豊富な経験と知見を有しており、 広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言をいただくため、取締役と して適任であると判断し、候補者として選定いたしました。



いしばし せいごう 石 橋 正 剛 (1974年7月3日生) 再 任

所有する当社の株式数 1,201株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 1月 GMOメディア株式会社入社

2006年 8 月 GMOメディア株式会社マネージャー

2007年 4 月 GMOメディア株式会社管理部部長

2008年 3 月 GMOメディア株式会社取締役

2016年 3 月 GMOメディア株式会社常務取締役管理部門統括 (現任)

2020年 3 月 GMOくまポン株式会社監査役(現任)

■ 選任理由

当社入社以後、人事、総務、法務、経理、財務等の管理部門に携わり、2008年からはこれを統括する取締役として業務を執行しており、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。







べっぷ まさひこ **別 府 将 彦** (1974年11月29日生)

五 任

所有する当社の株式数 **984株**

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 9 月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社(現GMOメ ディア株式会社)入社

2005年 4 月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社(現GMOメディア株式会社) マネージャー

2006年 4 月 GMOメディア株式会社第一開発部 (現サービス開発部) 部長

2010年 3 月 GMOメディア株式会社取締役

2020年 3 月 GMOくまポン株式会社取締役(現任)

2021年 3 月 GMOメディア株式会社取締役システム部門統括(現任)

• 選任理由

当社入社以後、当社のサービス基盤を支えるシステム部門に携わり、2010年からはシステム部門全般を統括する取締役として業務を執行しており、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。



なっめ やすひろ **夏 目 康 弘** (1979年10月31日生)

17 12

所有する当社の株式数 1,008株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 4 月 GMOメディア株式会社入社

2009年 4 月 GMOメディア株式会社マネージャー

2013年 4 月 GMOメディア株式会社ポイントメディア事業部 (現メディア 事業部) 部長

2016年 3 月 GMOメディア株式会社取締役

2021年 3 月 GMOメディア株式会社取締役広告・メディア部門統括 (現任)

■ 選任理由

当社の広告・メディア事業を統括する取締役として業務を執行しており、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。





やすだ まさし **安 田 昌 史** (1971年6月10日生)

再 仟

所有する当社の株式数 -株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月 公認会計士登録

インターキュー株式会社(現GMOインターネット株式会社) 入社

2001年 9 月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネット株式会社)経営戦略室長

2002年 3 月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネット株式会社)取締役経営戦略室長

2003年 3 月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネット株式会社)常務取締役グループ経営戦略担当兼 I R 担当

2005年 3 月 グローバルメディアオンライン株式会社(現GMOインターネット株式会社)専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当

2008年 5 月 GMOインターネット株式会社専務取締役グループ管理部門統括

2013年3月 GMOインターネット株式会社専務取締役 グループ代表補佐

グループ管理部門統括 2015年 3 月 GMOインターネット株式会社取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括(現任)

2016年 3 月 GMOメディア株式会社取締役 (現任)

GMOクラウド株式会社(現GMOグローバルサイン・ホール

ディングス株式会社)取締役(現任)

GMOペパボ株式会社取締役 GMOリサーチ株式会社取締役(現任)

GMOアドパートナーズ株式会社取締役(現任)

GMO TECH株式会社取締役(現任)

2016年 6 月 GMOクリックホールディングス株式会社 (現GMOフィナン

シャルホールディングス株式会社)取締役(現任)

あおぞら信託銀行株式会社(現GMOあおぞらネット銀行株式 会社)社外監査役

2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役 (現任)

2019年 6 月 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役 (現任)

• 選任理由

GMOインターネットグループ経営、公認会計士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。



たかはし りょうすけ **高 橋 良 輔** (1985年10月20日生)

再任

所有する当社の株式数 **2,500株**

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月GMOインターネット株式会社入社2010年8月GMOくまポン株式会社マネージャー2013年3月同社代表取締役社長(現任)2020年3月GMOメディア株式会社取締役(現任)

■ 選任理由

2013年からGMOくまポン株式会社の代表取締役としてクーポン購入サイトの運営をしており、O2O分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。





がらお はるあき **村 尾 治 亮** (1971年7月1日生) 再 任

所有する当社の株式数 1,004株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

岡崎・大橋・前田法律事務所(現東啓綜合法律事務所)入所

2008年3月 ニューヨーク州弁護士登録

2010年 4 月 東啓綜合法律事務所パートナー弁護士 (現任)

2015年 6 月 GMOメディア株式会社取締役(現任)

■ 選任理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化を図るための有用な助言及び意見をいただくため、社外取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。



さとうまこと佐藤真

(1976年7月23日生)

新 任

所有する当社の株式数

441株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年8月 GMOメディア株式会社入社

2007年 5 月 GMOメディア株式会社マネージャー

2009年 2 月 GMOメディア株式会社コンテンツ事業部部長(現任)

■ 選仟理由

2009年からコンテンツ事業部の部長としてコンテンツ事業に携わり、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

- 注1 取締役候補者森輝幸氏、石橋正剛氏、別府将彦氏、夏目康弘氏、佐藤真氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注2 取締役候補者熊谷正寿氏、安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の代表取締役会長兼社長グループ代表、取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括を務めており、当社と同社との間には、営業上の取引関係があります。
- 注3 取締役候補者熊谷正寿氏、安田昌史氏の過去10年間における当社の親会社であるGMOインターネット株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
- 注4 取締役候補者高橋良輔氏は、GMOくまポン株式会社の代表取締役社長であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
- 注5 取締役候補者村尾治亮氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は東啓綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年9ヶ月であります。
- 注6 取締役候補者村尾治売氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 注7 当社は、取締役候補者村尾治亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
- 注8 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在の候補者名義の株式に係る株式数と役員持株会を通じて候補者が実質的に所有する株式数を合算して記載しております。
- 注9 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し 責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者 が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。



第3号議案 取締役の報酬額改定の件

1. 改定の理由

当社の取締役の報酬額につきましては、2014年3月20日開催の第14期定時株主総会において、年額100百万円以内としてご承認いただいております。その後の経済情勢の変化及びコーポレートガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化(社外取締役の増員の可能性)等諸般の事項を考慮して、取締役の報酬額を年額150百万円以内(うち社外取締役は10百万円以内)に改定することをお願いするものであります。なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案通り承認可決されますと9名(うち社外取締役は1名)となります。

2. 取締役の報酬改定を相当とする理由

当取締役報酬改定につきましては、事業報告に記載しております取締役の報酬の決定方針を踏まえ、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役の役割の拡充、質の確保、社外取締役の員数増強等の観点から相当なものであると判断しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査役会の決定に基づき付議しております。また、監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計 監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、EY新日本有限責任監査法人を起用するこ とにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、専門性・独立性・品質管理体制などの観点、並びにグ ループにおいて会計監査を統一することで得られる連結決算監査やガバナンス上の有効性と効率性の向上が期待 できることから、適任であると判断したものです。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

2021年12月末日現在

名 称	EY新日本有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
沿革	2000年4月 旧太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人の合併に より、監査法人太田昭和センチュリー設立 2001年7月 新日本監査法人に名称変更 2008年7月 新日本有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 EY新日本有限責任監査法人に名称変更
概要	資本金1,088百万円人員構成公認会計士2,987名公認会計士試験合格者等1,036名その他1,294名合計5,317名関与会社数被監査会社数3,766社事務所等国内:東京他計16カ所海外:ニューヨーク他計35カ所



第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社連結子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして、以下の要領で新株予約権を無償で発行すること、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- 1. 本制度の導入の目的及び特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役及び従業 員並びに当社連結子会社の取締役及び従業員に対して、金銭の払込を要することなく新株予約権を発行する ものであります。
- 2. 当社取締役に対する報酬等の額

当社は、第22期定時株主総会において、取締役の報酬を年額150百万円とする旨付議しておりますが、この範囲内においてストックオプションとしての新株予約権を以下のとおり割当てるものです。なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、割当ての対象となる取締役(社外取締役及び親会社取締役を除く)は6名となります。

- 3. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限当 (新株予約権の発行要領)
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者 割当て時に当社及び当社連結子会社に在籍する取締役及び従業員
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式67.000株を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下で定義する)が調整される場合には、調整後の付与株式数に下記(3)記載の新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

670個(うち取締役に対する割当分435個)を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下「付与株式数」という)は普通株式100株とする。ただし、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の後、当社が普通株式の分割又は普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

また、当社は、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。なお「時価」とは、普通株式の発行又は処分に係る払込期日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいう。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を 控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己 株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとする。



(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日から、8年間以内とし、別途取締役会にて決定する(以下「権利行使期間」という)。

- (7) 新株予約権行使の条件
 - ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して 当社の取締役もしくは従業員又は当社連結子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。
 - ②新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
 - ③その他権利行使の条件(上記①に関する詳細も含む)は、別途取締役会にて定める「新株予約権の募集 要項|及び当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合 併契約又は株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約 権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたと きは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (12) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを 切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

事業報告 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当社は、企業理念「For your Smile, with Internet.」の理念のもと、創業以来インターネットのサービスインフラとしてのメディア事業を展開しております。

当社が運営するビジネスとしては、個人のユーザーに対して、情報を収集したり発信したりするメディアを無料でご利用頂く広告モデル型のメディアだけでなく、課金型のメディアも運営しております。当社では、中長期的な成長を通じて世の中に無くてはならない会社になるため、ECメディア領域における安定した収益をもとに、プログラミング教育および美容医療領域への戦略的な投資を進めております。

当期においては、新型コロナウィルス感染症に伴うリアルな人の移動と施設利用の抑制によって、引き続き 影響が出ている事業もありますが、広告需要に支えられて広告単価が好調となり、各事業において広告収益が 順調に推移しました。また、ゲーム事業においては、ユーザー数が伸びて課金収益と広告収益の両方が好調に 推移しました。さらに、プログラミング教育や美容医療領域では、DXの推進によって新たな事業機会も拡大 しております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績につきましては、売上高は8,575百万円(前年同期比71.5%増)、営業利益は48百万円(前年同期は216百万円の営業損失)、経常利益は60百万円(前年同期は214百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は7百万円(前年同期は408百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。



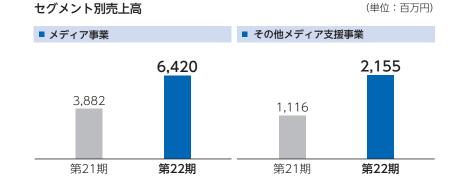
セグメントの業績を示すと、次のとおりになります。

① メディア事業

旅行や飲食などの特定領域においては新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、全般的には広告単価が順調に推移し、ゲーム事業も好調であったため、当連結会計年度におけるメディア事業の売上高は6,420百万円(前年同期比65.3%増)、営業損失は111百万円(前年同期は214百万円の営業損失)となりました。

② その他メディア支援事業

広告単価が順調に推移したため、当連結会計年度におけるその他メディア支援事業の売上高は2,155百万円(前年同期比93,0%増)、営業利益は160百万円(前年同期は2百万円の営業損失)となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は60百万円 (無形固定資産を含む)であり、主なものは当社ポイント関連ソフトウェアが20百万円、リース契約によるサーバ関連が7百万円、GMOくまポン株式会社キレイパス関連ソフトウェアが13百万円です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インターネット広告市場の伸びが緩やかとなり、スマートフォンの普及が進んだ事に伴って、インターネットユーザーの可処分時間のシェア争いが激化している状況にあります。

このような経営環境において、当社においては、運営するインターネットメディアに流入したインターネットユーザーの量に依存した広告ビジネスモデルだけではなく、これまでのインターネットユーザーとの接点やインターネットメディアの運営ノウハウを活かした形で質の高いサービスを提供し、リピート利用してもらうために、提供する付加価値を強化する必要があると考えております。

この点、当社グループにおいては、ポイントやクーポンを通じて潜在的ユーザーやリピートユーザーに向けて「お得なEC 体験」を提供してきました。さらに、最近ではこうしたサイトの運営を通じて培ったノウハウをベースに、「O2O」(※1)分野のサービス展開を進めています。オンライン上での掲載情報の充実だけではなく、「コエテコ」においてはスクールの比較検討と体験会への申込み、「キレイパス」においてはクリニックの検索から事前決済という、情報の検索から来店申し込みまでをサイト上で一括明瞭かつスムーズに行えるようにし、ユーザー・店舗双方にとって価値のあるサービスを提供しています。

両社の運営ノウハウの強みを活かすことで、今後拡大を続けるO2O 市場においてユーザー・店舗双方から 支持されるサービス作りができると考えております。

また、収益構造の多様化においても、「くまポン」「キレイパス」が加わることで課金事業の厚みが増し、経営の安定につながると考えております。

(※1) Online to Offline…オンライン(インターネット上)からオフライン(インターネット外)への行動を促すこと

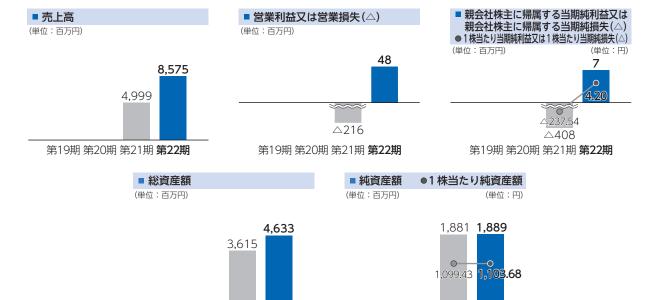


(5) 財産及び損益の状況の推移

区分		第 19 期 (2018年12月期)	第 20 期 (2019年12月期)	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 当連結会計年度 (2021年12月期)
売上高	(千円)	_	_	4,999,329	8,575,689
営業利益又は 営業損失 (△) 親会社株主に帰属する	(千円)	_	_	△216,894	48,860
当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)	(千円)	_	_	△408,671	7,203
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	_	_	△237.54	4.20
総資産	(千円)	_	_	3,615,856	4,633,484
純資産	(千円)	_	_	1,881,606	1,889,284
1株当たり純資産	(円)	_	_	1,099.43	1,103.68

- (注1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(自己株式を除く)を用いて算出いたしております。
- (注2) 1株当たり純資産は、期末発行済株式数(自己株式を除く)を用いて算出いたしております。
- (注3) 第19期及び第20期は連結計算書類は作成しておりませんので記載しておりません。

第19期 第20期 第21期 第22期



第19期 第20期 第21期 第22期

(6) 親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネット株式会社であり、同社は当社の株式1,136,351株(66.43%)を保有いたしております。

当社は、GMOインターネットグループにおいて、個人ユーザーとの接点獲得のためのメディア事業を行っており、獲得したユーザーに対して、グループのインフラ事業や金融事業、さらにはグループの法人顧客が行う事業のプロモーションを行って、有料サービス利用につなげております。

なお、親会社との取引にあたっては、事業上の必要性や取引条件の合理的妥当性を判断して、取引が客観的に妥当な条件で行われていることに留意しております。

そして、当社取締役会は、取引条件の妥当性について、確認した上で承認を行っております。

2 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主な事業内容
GMOくまポン株式会社	99,900	50.1	クーポン・チケットサイトの運営

(7) 主要な事業内容

インターネットメディア事業、その他メディア支援事業

(8) 主要な営業所及び工場

本社:東京都渋谷区桜丘町26番1号

なお、当社は本社以外の営業所を有しておりません。

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区 分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男子	99	8	34.95	7.19
女 子	64	1	31.09	4.70
合計又は平均	163	9	33.42	6.21

⁽注)上記のほかに、臨時従業員24名がおります。



2 会社の概況(2021年12月31日現在)

(1) 株式の状況

1) 発行可能株式総数

2) 発行済株式の総数

1,900,000株

1,868,839株

1.142名

(自己株式157,043株を含む)

3)株主数

4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
GMOインターネット株式会社	1,136,351 株	66.38 %
森 輝幸	60,052	3.50
株式会社SBI証券	40,642	2.37
松尾 志郎	20,000	1.16
J.P.Morgan Securities plc	18,200	1.06
岡本 高城	16,700	0.97
GMOメディア従業員持株会	15,100	0.88
松元 一成	13,900	0.81
澤田 益臣	11,100	0.64
新保 光栄	10,000	0.58

⁽注) 1. 当社は、自己株式157,043株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

^{2.} 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

	第1回新株予約権			
発行決議日		2015年2月4日		
新株予約権の数		636個		
新株予約権の目的となる	株式の種類と数	普通株式 63,600株 (新株予約権1個につき 100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 140,000円 (1株当たり 1,400円)		
権利行使期間		2017年2月19日から 2025年1月18日まで		
行使の条件		(注)		
	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 631個 目的となる株式数 63,100株 保有者数 4名		
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名		
監査役		新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名		

(注) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- 3. その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

GMOMEDIA

(3) 取締役及び監査役 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況等
代表取締役社長	森 輝 幸	GMOくまポン株式会社 取締役
取締役会長	熊谷正寿	GMOインターネット株式会社 代表取締役会長兼社長グループ代表 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 取締役会長 GMOアドパートナーズ株式会社 取締役会長 GMOペパポ株式会社 取締役会長 GMOリサーチ株式会社 取締役会長 GMOリナーチ株式会社 取締役会長 GMOTECH株式会社 取締役会長
常務取締役	石 橋 正 剛	管理部門統括 GMOくまポン株式会社 監査役
取締役	別府将彦	システム部門統括 GMOくまポン株式会社 取締役
取締役	夏目康弘	広告・メディア部門統括
取締役	安田昌史	GMOインターネット株式会社 取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括 SMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 取締役 GMOアドパートナーズ株式会社 取締役 GMOリサーチ株式会社 取締役 GMOTECH株式会社 取締役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役
取締役	高橋良輔	GMOくまポン株式会社 代表取締役社長
取締役	村 尾 治 亮	東啓綜合法律事務所 パートナー弁護士
常勤監査役	塚本和之	
監 査 役	橘 弘 一	GMOインターネット株式会社 取締役 監査等委員
監 査 役	谷 🗆 誠 治	たにぐち総合会計事務所 税理士・所長

⁽注) 1.村尾治亮氏は社外取締役であります。

^{2.}塚本和之氏、谷口誠治氏は社外監査役であります。

^{3.}監査役合□誠治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

^{4.}当社は、取締役村尾治亮氏、監査役塚本和之氏、監査役谷口誠治氏の3名を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役村尾治亮氏、社外監査役塚本和之氏、社外監査役谷口誠治氏、監査役橘弘一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は同法第425条第1項各号の合計額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して、被保険者が被る損害の損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もくしくは犯罪行為又は故意による法令違反などの場合には補填の対象としないこととしております。

(6) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事実

当社取締役の報酬は、持続的な成長を可能とする適切なインセンティブ付けを図るべく、業績連動報酬と 業績連動報酬以外の報酬等により構成されておりますが、その支給割合については定めておりません。なお、 非金銭報酬等については支給しておりません。

取締役については、会社として毎期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果によって、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、事業年度毎に自動的に報酬の基準額が定まる仕組みとなっております。さらに、取締役毎に毎期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっており、当社としての業績目標が未達成であった場合には一定の報酬返上ルールが存在するとともに役員賞与の支給が行われないことになる一方、業績目標を達成した場合には、最終利益の5%の範囲内の総額において役員賞与が支給されることとしております。また、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、基本報酬のみを支払っております。

なお、当社グループの支払方針として、原則としてグループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払う方針です。

2 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2014年3月20日開催の定時株主総会において、報酬総額の最高限度額を100,000千円以内と決議されております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名(うち社外取締役0名)です。また、監査役の報酬限度額については、2014年3月20日開催の定時株主総会において、報



酬総額の最高限度額を10,000千円以内と決議されており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は1名 (うち社外監査役0名)です。

3 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当該事業年度においては、2021年3月20日開催の取締役会にて代表取締役に取締役の個人別の報酬額の 具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、一定の基準に従い算出される具 体的な個々の取締役に対する報酬額の算定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつ つ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。当該権限 が代表取締役によって適切に行使されるよう、上記の決定方針に基づく報酬運用ガイドラインに従って報酬 の基準額を算出しております。

また、監査役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

4 取締役及び監査役の報酬等の総額

小吕 区公	報酬額の総額	報酬等	報酬等の報酬別の総額(千円) 対象とな		対象となる役員
役員区分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	の員数(人)
取 締 役	49,631	49,631	_	_	5名
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	(-)	(-)	(1名)
監 査 役	8,400	8,400	_	_	2名
(うち社外監査役)	(8,400)	(8,400)	(-)	(-)	(2名)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。上記の支給人員との相違理由は、無報酬の取締役3名、監査役1名がそれぞれ存在しているところによるものであります。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2014年3月開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2014年3月開催の定時株主総会において年額10.000千円以内と決議されております。

(7) 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役村尾治亮氏は、東啓綜合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。東啓綜合法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・監査役谷口誠治氏は、たにぐち総合会計事務所所長を兼務しております。たにぐち総合会計事務所と当社と の間には、特別の関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	村尾 治亮	当該事業年度の取締役会には17回中16回出席し、弁護士として の専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	塚本 和之	当該事業年度の取締役会には17回中17回、監査役会には13回中 13回出席し、監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、 適宜発言を行っております。
監査役	谷口 誠治	当該事業年度の取締役会には17回中17回、監査役会には13回中 13回出席し、税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っ ております。

(8) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,250千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,250千円

- (注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人と新収益会計基準対応のための助言業務契約を締結しております。報酬額は2,100千円であります。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、監査役等とのコミュニケーション等を自ら定めた評価手続に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



(9) 業務の適正を確保するための体制

● 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制の整備に努める。また、コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため、従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- (2) 内部監査室により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
- (3) 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役に報告する。また、不正行為等を発見した場合に備え、内部通報制度を設け、相談・通報体制を整える。
- (4) 監査役は、取締役の職務の執行について監査を行う。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理される体制を整える。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができるものとする。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理規程及びリスク・コンプライアンス委員会規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会でリスクの洗い出し、定量定性的評価、改善方法について検討し、実行をモニタリングする。
- (2) 内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危険の内容、損失の程度等について代表取締役社長に報告する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 毎月1回定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会から委嘱された業務執行については、代表取締役社長を議長とし常勤取締役、部室長、常勤監査役を主要なメンバーとする経営会議を原則隔週で開催し、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限稟議規程等に基づき権限の委譲を行い、権限及び責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- (4) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化に努める。
- (5) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

- 5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社及び当社グループ会社は、親会社及びそのグループ会社との間における不適切な取引又は会計処理を 防止するため、GMOインターネットグループ各社間取引管理規程に基づき、各担当部門がGMOインター ネットグループ各社に対する必要な業務の執行及び管理を行う。
- 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との整合性を確保するものとする。

- 7. 監査役監査の実効性を確保するための体制
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任 し、監査役の指揮命令のもとで、業務を補助する体制を整える。
- ・監査役の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権 に係る事項の決定は、各監査役の同意を得るものとする。
- (2) 監査役に対する報告体制
- ・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
- ・監査役は、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとする。
- ・取締役及び使用人は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査役にこれを報告する。
- ① 会社の信用を大きく低下させた事項、又はその恐れのある事項
- ② 会社の業績に大きく悪影響を与えた事項、又はその恐れのある事項
- ③ 社内規定への違反で重要な事項
- ④ その他上記①~③に準じる事項
- (3) 内部監査部門等との連携体制
- ・監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- ・監査役は、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- ・監査役と代表取締役は定期的に情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ・監査役が必要と認めた場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役8名(うち、社外取締役1名)で構成されており、その取締役会には取締役及び 監査役が出席して、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各 監査役においても同様に経営の監査を行っております。



また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(10) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、現時点では特に定めておりません。今後、不適切な者が支配を獲得する可能性が生じた場合には、速やかに体制を整備する予定でおります。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

環境変化の激しいインターネット業界においては、企業体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実が重要であると考えますが、利益還元も重要な経営課題だと認識しております。当社では、事業の成長に基づいて中長期的に株式価値が向上することを目指すとともに、業績に連動した配当を継続的に実施できる収益力の安定化に努めており、配当性向は50%を目安にしております。

上記の方針に基づき、当期においては、一株あたり2.11円を期末に配当する旨取締役会において決議しております。次期につきましては、38円を予想しております。

なお、内部留保資金は、引き続き企業体質の強化及び積極的な事業展開に有効に活用していく所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

	(
科目	第22期 2021年12月31日現在	(ご参考)第21期 2020年12月31日現在		
● 資産の部				
流動資産	4,107,372	3,194,657		
現金及び預金	1,292,705	897,153		
関係会社預け金	1,350,000	1,300,000		
売掛金	1,233,373	797,373		
商品	20,077	29,287		
貯蔵品	33,395	11,810		
その他	180,133	160,342		
貸倒引当金	△2,313	△1,310		
固定資産	526,112	421,199		
有形固定資産	40,386	37,230		
建物	16,139	9,500		
工具器具備品	9,372	9,771		
リース資産	14,874	17,957		
無形固定資産	79,785	44,029		
のれん	11,332	3,091		
ソフトウェア	32,676	39,528		
その他	35,776	1,409		
投資その他の資産	405,940	339,939		
投資有価証券	100,000	60,000		
敷金	39,996	39,996		
繰延税金資産	265,944	239,943		
資産合計	4,633,484	3,615,856		

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

GMOMEDIA

科目	第22期 2021年12月31日現在	(ご参考) 第21期 2020年12月31日現在
● 負債の部		
流動負債	2,721,203	1,709,683
買掛金	833,386	436,208
未払金	999,675	512,589
未払法人税等	71,047	18,495
ポイント引当金	684,702	627,643
リース債務	8,161	9,922
その他	124,229	104,823
固定負債	22,997	24,566
長期リース債務	9,550	11,294
資産除去債務	13,446	13,271
負債合計	2,744,200	1,734,249
● 純資産の部		
株主資本	1,889,284	1,881,606
資本金	761,977	761,977
資本剰余金	842,448	842,127
利益剰余金	378,701	371,498
自己株式	△93,844	△93,997
純資産合計	1,889,284	1,881,606
負債・純資産合計	4,633,484	3,615,856

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

	21412/3310/			(半位・1口)
科目		2期 年1月1日 ^{年12月31日}	(ご参考) 第21期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	
売上高		8,575,689		4,999,329
売上原価		6,417,492		3,781,033
売上総利益		2,158,197		1,218,295
販売費及び一般管理費		2,109,336		1,435,190
営業利益又は営業損失 (△)		48,860		△216,894
営業外収益				
受取利息	1,207		1,073	
受取配当金	8,117		_	
助成金収入	158		1,271	
暗号資産評価益	741		595	
その他	1,661	11,886	943	3,884
営業外費用				
支払利息	509		790	
支払手数料	_		397	
その他	_	509	18	1,206
経常利益又は経常損失(△)		60,237		△214,216
特別利益				
事業譲渡益	500	500	45,000	45,000
特別損失				
減損損失	_	_	233,694	233,694
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)		60,737		△402,911
法人税、住民税及び事業税	73,410		30,233	
法人税等調整額	△19,876	53,534	△24,472	5,760
当期純利益又は当期純損失(△)		7,203		△408,671
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)		7,203		△408,671

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



連結株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日	至	2021年12月31日)
---------------------------	---	--------------

		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	761,977	842,127	371,498	△93,997	1,881,606	1,881,606
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,203		7,203	7,203
自己株式の取得				△85	△85	△85
自己株式の処分		320		239	560	560
当期変動額合計		320	7,203	153	7,677	7,677
当期末残高	761,977	842,448	378,701	△93,844	1,889,284	1,889,284

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

メロババル (2021年12/301日が江)		(羊位・11.)/				
科目	第22期 2021年12月31日現在	(ご参考)第21期 2020年12月31日現在				
● 資産の部						
流動資産	3,745,257	2,873,259				
現金及び預金	1,194,924	781,688				
関係会社預け金	1,350,000	1,300,000				
売掛金	994,766	626,351				
貯蔵品	33,290	11,810				
前払費用	52,996	61,367				
その他	119,278	92,041				
固定資産	511,477	420,999				
有形固定資産	39,763	37,230				
建物	16,139	9,500				
工具器具備品	8,749	9,771				
リース資産	14,874	17,957				
無形固定資産	65,973	44,029				
のれん	11,332	3,091				
ソフトウェア	32,676	39,528				
その他	21,965	1,409				
投資その他の資産	405,740	339,739				
投資有価証券	100,000	60,000				
関係会社株式	0	0				
関係会社長期貸付金	330,000	330,000				
関係会社長期未収入金	3,729	3,711				
敷金	39,796	39,796				
繰延税金資産	265,944	239,943				
関係会社貸倒引当金	△333,729	△333,711				
資産合計	4,256,735	3,294,259				

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

GMOMEDIA

		(単位:十円
科目	第22期 2021年12月31日現在	(ご参考)第21期 2020年12月31日現在
● 負債の部		
流動負債	2,248,316	1,423,069
買掛金	833,386	436,208
リース債務	8,161	9,922
未払金	554,080	241,533
前受金	37,570	46,734
未払費用	18,440	16,632
未払法人税等	70,847	18,295
預り金	40,759	25,442
ポイント引当金	684,702	627,643
その他	366	657
固定負債	19,468	21,037
長期リース債務	9,550	11,294
資産除去債務	9,917	9,742
負債合計	2,267,784	1,444,106
● 純資産の部		
株主資本	1,988,951	1,850,152
資本金	761,977	761,977
資本剰余金	842,448	842,127
資本準備金	681,417	681,417
その他資本剰余金	161,031	160,710
利益剰余金	478,368	340,044
その他利益剰余金	478,368	340,044
繰越利益剰余金	478,368	340,044
自己株式	△93,844	△93,997
純資産合計	1,988,951	1,850,152
負債・純資産合計	4,256,735	3,294,259

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

科目	自 2021:	2 2期 年1月1日 年12月31日	(ご参考) 第21期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	
売上高		6,090,892		3,804,318
売上原価		4,562,420		2,866,091
売上総利益		1,528,471		938,226
販売費及び一般管理費		1,354,215		947,427
営業利益又は営業損失(△)		174,255		△9,200
益				
受取利息	7,742		4,761	
受取配当金	8,117		_	
暗号資産評価益	741		595	
その他	861	17,463	432	5,789
営業外費用				
支払利息	509		619	
支払手数料	_		397	
その他	17	527	18	1,035
経常利益又は経常損失(△)		191,191		△4,447
特別利益				
事業譲渡益	500	500	45,000	45,000
特別損失				
減損損失	_		39,644	
関係会社株式評価損	_		101,746	
関係会社貸倒引当金繰入額	_	_	333,711	475,103
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		191,691		△434,550
法人税、住民税及び事業税	73,244		30,048	
法人税等調整額	△19,876	53,367	△24,472	5,575
当期純利益又は当期純損失 (△)		138,324		△440,126

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

GMOMEDIA

株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
		資本剰余金			利益剰	則余金
	資本金			資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金
		剰余金	余金 合計	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	761,977	681,417	160,710	842,127	340,044	340,044
当期変動額						
当期純利益					138,324	138,324
自己株式の取得						
自己株式の処分			320	320		
当期変動額合計			320	320	138,324	138,324
当期末残高	761,977	681,417	161,031	842,448	478,368	478,368

	株主		
	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	△93,997	1,850,152	1,850,152
当期変動額			
当期純利益		138,324	138,324
自己株式の取得	△85	△85	△85
自己株式の処分	239	560	560
当期変動額合計	153	138,798	138,798
当期末残高	△93,844	1,988,951	1,988,951

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

GMOメディア株式会社 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子

指定有限責任社員 公認会計士 朽木利 宏業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOメディア株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOメディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

GMOメディア株式会社 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子

指定有限責任社員 公認会計士 朽木利 宏業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOメディア株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 客監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、 以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応 じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会 社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報 告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会 社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項 及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制シ ステム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて 説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由について は、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の教行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務のを行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求 めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主 資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果

 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事 業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべ き事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人 有限責任監査法人 トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

GMOメディア株式会社 監査役会

常勤監查役(社外監查役) 塚 本 和 Ż 監 査 役 弘 (EI)

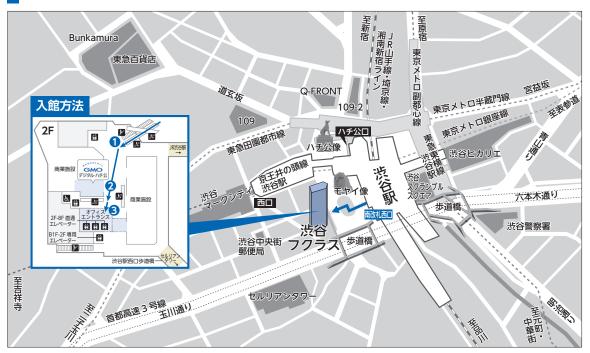
監 杳 役(計外監査役) 谷口 誠 治 (EII)

> 以 上

X	Ŧ	欄				
						_
						_
						_
						_

株主総会会場ご案内図

会場/東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 グループ第2本社・渋谷フクラス16階「GMO Yours・フクラス」





北側のエスカレーターで2F に上がり、渋谷フクラスの 中へお進みください。



③オフィスエントランスの中に入り、エレベーターで8Fまでお上がりください。 8Fに受付がございます。



(売ち合わせスポット GMO デジタル・ハチ公」を右手に、 そのまま直進してください。

交通のご案内

ご案内 各次合駅より徒歩5分

- ●JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、 東京メトロ副都心線



見やすく読みまちがえ にくいユニバーサル デザインフォントを 採用しています。